



熊本県公報

号外 第 3 号

平成 26 年 3 月 5 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(障がい者支援課) 2
○熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(消費生活課) 2
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用課) 2
○熊本県農用地利用集積等推進基金条例	(農地・農業振興課) 2
○熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例	(森林整備課) 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
 - 1 地域自殺対策緊急強化基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金の一部を処分できることとした。(附則第2項関係)
 - 2 地域自殺対策緊急強化基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成27年12月31日とした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本県消費者行政活性化基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成27年12月31日とした。(附則第2項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本県緊急雇用創出基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金の一部を処分できることとした。(附則第2項関係)
 - 2 熊本県緊急雇用創出基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成28年12月31日とした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県農用地利用集積等推進基金条例
 - 1 熊本県農用地利用集積等推進基金(以下「基金」という。)の運営に関し必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金の原資として国から交付された補助金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、この基金の一部を処分できることとした。(附則第2項関係)
 - 2 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成43年12月31日とした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第1号

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を付し、同項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(基金の処分の特例)
2 知事は、平成25年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
熊本県消費者行政活性化基金条例（平成21年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例
熊本県緊急雇用創出基金条例（平成21年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を付し、同項中「平成27年12月31日」を「平成28年12月31日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(基金の処分の特例)
2 知事は、平成25年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県農用地利用集積等推進基金条例をここに公布する。
平成26年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県農用地利用集積等推進基金条例

(設置)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構による農業の担い手への農用地（同条第1項の農用地をいう。）の利用の集積等を推進するため、熊本県農用地利用集積等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(繰替運用)
- 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(基金の処分)
- 第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
(委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

- 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例
熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例（平成21年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。
- 附則第2項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項中「平成42年12月31日」を「平成43年12月31日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。
(基金の処分の特例)
- 2 知事は、平成25年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金を国に返還するために要する経費の財源に充てる場合は、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。